

## 有給休暇の取得状況

令和5年度の有給休暇の年齢別消化率（平均）

	全体	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～
事務所	38.2	50.0%	40.1%	38.6%	34.2%	42.5%
現場	59.1	67.4%	41.3%	57.1%	55.0%	67.1%

令和5年度の有給休暇消化率ごとの人数

	～29%	30～39%	40～49%	50～59%	60～69%	70～79%	80～89%	90%～
事務所	5人	7人	3人	2人	0人	1人	0人	1人
現場	0人	2人	6人	8人	5人	2人	1人	5人

※年次有給休暇は雇入れの日から6カ月経過後に付与されます。（所定労働日の8割以上出勤していること）

付与日数

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5年以上
年休日数	10	11	12	14	16	18	20日

※付与から1年経過後に更に付与されますが、前年に付与された休暇残日数は1年に限り繰越せません。

そのため、多くの者が2年分の有給休暇を持ちます。（多くの休暇が必要となるための）

休暇消化率も50%前後に集中しているのは、そのためです。

## 有給休暇積立制度

令和5年4月から年次有給休暇積立制度に関する労使協定が発効しました。

- ・ 職員の病気療養及び福祉等の向上を図ることが目的
- ・ 消滅する有給休暇を年間5日まで積立総日数40日まで積立てられる。
- ・ 使用事由 ①私傷病による療養 ② 家族の看護・介護 ③ その他労使で協定した事由により休業するとき。
- ・ 法定の年次有給休暇の繰り越し分を優先して使用した上で、積立有給休暇を使用する。